

**「今後の食品リサイクル制度のあり方について（案）」に対する
意見募集（パブリックコメント）結果**

令和 6 年 12 月 12 日

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部

環境省環境再生・資源循環局

食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会及び中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会では、合同会合におけるこれまでの検討結果を踏まえて整理された「今後の食品リサイクル制度のあり方について（案）」について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、令和 6 年 11 月 1 日（金）から同年 11 月 30 日（土）まで、電子政府の総合窓口（e-Gov）等を通じて、御意見を募集（パブリックコメント）しました。

募集期間にお寄せいただいた 22 件（12 名）の御意見の概要とそれに対する合同会合の考え方につきまして、別紙のとおり整理されました。皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産・環境行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

- 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部
 外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室
 担当：食品リサイクル班
 代表：03-3502-8111（内線 4319）
 直通：03-6744-2066
- 環境省環境再生・資源循環局
 総務課 リサイクル推進室
 代表：03-3581-3351
 直通：03-6205-4946

「今後の食品リサイクル制度のあり方について（案）」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

（１）定期報告データの事業者毎の公表等について

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	フードバンク等への食品の寄附については、寄付した食品の提供後の安全性の担保や事故発生時の責任のあり方、加えて、配送コスト等の負担といった課題が、事業者にとって大きな足かせとなっている。 食品の寄附量を情報提供の対象として明記するのであれば、政府における事業者への支援、課題の解決策について明記すべき。	政府における事業者への支援、課題の解決策として、寄附した食品の提供後の安全性の担保や事故発生時の責任のあり方等を内容とした食品寄附ガイドラインの作成について、本文 P11 の 16 行目に記載しております。
2	各食品関連事業者の発生抑制等の取組を適正に評価する仕組みについて、事業者の取組が公平・公正となるよう、政府は地域や事業規模にも配慮した支援や環境整備にも努め、新たな方策の構築が必要であることを明確に示す必要がある。 そうした環境整備が実施されない中で事業者のクラス分けや評価だけが先行して行われることについては強く反対するとともに、事業者には負担がかからないような方策の検討を要望する。	事業者には負担がかからないような方策の検討については、本文 P9 の 16 行目に記載しております。 事業者等への意見を十分聞きながら、今後検討していくこととしております。
3	毎年度の食品廃棄物等の発生量等の報告「定期報告」について、100 トン／年未満の事業者は再生利用等実施率が低いことから、報告対象を 50 トン／年以上とすべき。	定期報告における報告対象は法令において、「当該年度の前年度において生じた食品廃棄物等の発生量が百トン以上」の食品関連事業者とされているところです。 ご指摘については今後の参考とさせていただきます。

(2) 発生抑制の推進施策について

	御意見の概要	御意見に対する考え方
4	新たな事業系食品ロスに係る目標の設定について、新型コロナウイルスによる国民の行動変容が食品ロスの発生量に何らかの影響を与えた面はあるものの、コロナ収束後にその影響が継続しているか否かについては合理的な根拠があるとは言い難く、その評価を行うには時期尚早であり、「56%から62%の幅の中」の新たな目標設定は、到底理解できるものではない。 「事業者や国民にとって分かりやすい目標」とするため、行動変容の継続が合理的に示されるまでは、従前の削減トレンドを尊重して「56%」を新たな目標として設定とすべき。	事業系食品ロスの削減目標については、2022年度実績が2000年度比で既に56%を達成しているところであり、新たな削減目標については、今後、審議会での審議を経て定められます。
5	新たな事業系食品ロスに係る目標の設定について、現行目標策定の際は、過去の推移からの統計手法による「業種ごとの削減推計値」および各業種の事業者からの意見を反映した「削減可能想定数値」から目標を定めたことと承知している。 今回の目標設定について、推計の根拠および前回の定め方から変更する理由を明らかにすべき。	事業系食品ロスに係る目標については政策の継続性の観点から、新たな目標設定においても食品ロスの発生実績の趨勢を基本とする予測に、業種毎の削減幅の実現可能性等を勘案して設定しており、今後、審議会での審議を経て定められます。
6	商慣習の見直しの取組を位置付けるとあるが、品質保持や食品ロス削減の観点から、これまでの取組の成果が十分に検証されているとは言い難い。対象範囲も示されないままに具体的な取組だけが明記されることについては強く反対する。実態を踏まえた内容にしていきたい、取組の範囲を明確に示していただきたい。	商慣習の見直しの取組については、これまで「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」等により食品ロス削減の観点からその効果の検証を行ってきており、今後も引き続き検証を行っていく予定です。 商慣習の見直しの取組を位置付けるにあたっては、実態を踏まえた内容とすることとしており、具体的には今後、審議会での審議を経て定められます。
7	発生抑制について、植物油製造業におけるミールのように、「恒久的な需要があり現に経済的に安定して取引されている食品循環資源の発生抑制までを求めるものではない」ことを新たな基本方針の中で明記すべき。	ご指摘については今後の参考とさせていただきます。

8	国際的にも油とミールはどちらも主産物であるとの業界の共通認識があり、ミールが「食品廃棄物等」という分類になることについては未だ違和感がある。今後の法制度の見直しの際には当業界の事情等もご勘案のうえ検討頂くことを要望する。	ご指摘については今後の参考とさせていただきます。
---	--	--------------------------

(3) 再生利用等の推進施策について

	御意見の概要	御意見に対する考え方
9	再生利用等実施率目標について、事業者の周辺に再生利用事業者が存在しない等の理由により、意欲があっても実質取組めないという実態もあり、目標を達成している食品小売業であっても、今後実施率を引き上げていくのは容易ではない。 また、小売業の売上や在庫は消費者の購買行動に大きく影響を受けることから、先行き不透明な中で真摯に取組んできた食品小売業だけが今後の目標を引き上げられることについては不公平感を感じ到底理解できないため、食品小売業の目標についても他の業種と同様に現状維持とすべき。	食品小売業の再生利用等実施率目標の引き上げは、食品小売業者による真摯な取組の成果として認識されています。 目標の設定にあたっては、政策の継続性の観点から現行と同様の手法で設定することとしており、今後はこの成果を、取組がまだ不十分な食品小売業者全体に広げていく必要があります。
10	食品廃棄物等の堆肥化・肥料化を行うにあたり、土地への悪影響を抑えるため、その含有するナトリウムについては極力減らすようにし、またナトリウム（他に硫黄や塩素などがあると良いのではあるが。）について、その量的な保証（一定未満である事の保証）を行うようにすべき。	御意見として承ります。
11	再生利用等実施率について、「100t 未満の実施率が低い」との記載があるが、100t 未満の未実施量が多いのであれば、100t 以上の基準を例えば 50t 以上にすべき。 また、食品製造業の目標の 95%は R4 実績値 97%を下回っている。よって、目標値としては、実績 97%に 0.5%でも 1.0%でも上積みして 97.5%若しくは 98%にするべき。	再生利用等実施率目標については、年間の食品廃棄物等の量を問わず業種全体として取り組むべきものとして設定しているところです。 目標の設定にあたって、政策の継続性の観点から現行と同様の手法で設定することとしております。

	卸業と外食産業の目標値については、100t 以上と 100 t 未満のそれぞれで別の目標を設定すべき。	
12	再生利用等促進に当たっては市町村の役割が重要ということならば、再生利用等の促進に向けたコミュニケーションが可能となる場を適宜設けることだけではなく、経済的インセンティブ（補助金）を考えるべき。	再生利用を推進するに当たっては、エコフィードの認定による付加価値の創出やそれぞれの自治体が地域の事情に応じた創意工夫を行う事が重要であると考えており、国としても参考となる情報の整理や情報発信等の支援をしてまいります。
13	塩分濃度が高い、油脂の臭い強い等、肥料・飼料化の、一次リサイクルが困難な食品について、食品廃棄物を焼却した後に発生する焼却灰をセメント原料（混練）・路盤材としての 2 次リサイクルは食品リサイクル法が定めるリサイクルの定義には該当しない状況である。リサイクルの定義を 2 次リサイクルまで拡大すれば、このような焼却灰も単なる廃棄ではなく、さらなる利用促進に繋がる。	食品リサイクル法の基本方針において、食品循環資源の再生利用等として、食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制（食品ロスの削減を含む）及び減量、とされており、食品循環資源を直接どう処理するかを前提に整理がされているところです。
14	外食産業は分別が困難という理由から再生利用を実施しないとあるが、P 17「家庭系食品廃棄物の再生利用の促進について」で記述されている内容と同様、「メタン化等の促進」を記述すべき。	ご意見を踏まえ、再生利用の優先順位の考え方について、p2 の注釈に記載いたしました。
15	食品廃棄物のリサイクルが進まない理由の一つに、収集運搬に制約があることが挙げられる。登録再生利用事業者制度では、廃棄物処理法の特例で、一般廃棄物は荷積み地の許可は必用だが荷下ろし地の許可が不要となっているが、荷下ろし地だけでなく荷積み地の許可も不要とすることを提案する。これにより収集運搬のハードルが下がり、排出事業者が食品廃棄物を依頼しやすくなる。 また収集運搬の許可を不要とする代わりに、食品廃棄物に限りマニフェストを適用することで、適正処理を担保することができると考える。	食品リサイクル法においては、広域的で効率的な再生利用の実施を確保するため、荷下ろし地（運搬先自治体）のリサイクル業者がその事業場について登録を受けている場合にあっては、当該自治体における一般廃棄物の運搬業の許可は不要とする特例を設けているところです。

16	小売業、外食産業のリサイクル率アップのために、焼却している食品廃棄物を食品リサイクルする場合に限定して電力ループをリサイクルループ認定できるよう制度変更を希望する。 小売り、外食産業においては、容器、爪楊枝などの異物が混入しており、焼却処分されていたが、メタン化であれば分別することなく処理できる。小売り、外食産業の食品廃棄物をメタンで食品リサイクルしようとする場合、収集運搬業者の許可が障壁となっているケースが多くあり、電力リサイクルループがリサイクルループ認定されると、収集運搬業者の荷積み地の許可不要となるため、食品リサイクル率アップに大きく貢献できる。	リサイクルループ認定を取得している再生利用事業計画においては、不均一な食品廃棄物等を排出する食品小売業・外食産業が参画し、飼料化、肥料化を実施している事例も多く存在します。 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/161227_7-2.pdf なお、食品リサイクルループ認定制度では、肥料化には、メタン化により発生する副産物を肥料の原材料として利用する場合を含むことから、メタン化の過程で得られる液肥を利用した食品リサイクルループは、現行制度においても対象としております。
17	P15 の⑥について：国が「2050 年カーボンゼロ」を目指していく中で、登録再生利用事業者の事業を最新の LCA 手法で評価し、結果を公開すべき。	本報告書 3（6）「食品ロスの削減、食品循環資源の再生利用等を通じた他の政策目的への貢献について」において、「カーボンニュートラルの実現には、食品リサイクルに係る温室効果ガスの排出抑制等に関する各種データを踏まえ、具体的な施策を検討していく必要があり、これらのデータ・実態等の調査を行うとともに、再生利用等の取組事例・優良事例の周知・横展開に合わせて、基礎データの周知も行うことが期待される。」とされており、必要な調査等を実施してまいります。
18	P22 の「市町村の対応」について、小売業、外食産業からの廃棄物は、ほぼ一般廃棄物である。この二産業の「再生利用」が伸びない理由の一つに「一般廃棄物の収集運搬許可業者の収集運搬能力不足」がある。再生利用率の向上には、1）収集運搬業者の収集運搬能力増を実現するインセンティブ付与および2）収集運搬効率をアップする仕組みが必須。 1）について、既に国内でも厚木市の様に県の補助制度を活用し排出事業者、収集運搬事業者双方が WIN-WIN になるシステムを構築して「再生利用」を大幅に促進した事例がある。 2）について、解決策として、自治体が主導し収集運搬業者の団体（組合）とで連携し、収集運搬ルートの再構築をすることを、この「制度のあり方について（案）」に盛り込むべき。	再生利用促進における市町村の役割や関係事業者等との連携、先進的事例の横展開などについては、本文 P15 及び P16 などに記載しております。 再生利用を推進するに当たっては、エコフィードの認定による付加価値の創出やそれぞれの自治体が地域の事情に応じて創意工夫を行うことが重要であると考えており、国としても参考となる情報の整理や情報発信等の支援を行ってまいります。

	最近の AI 技術を使用すれば、1) 複数の収集運搬業者の収集量は変わらず、2) 収集運搬車輛の積載量も増やし、そして 3) 収集運搬ルートを最短化することが可能です。これが実現できれば、余剰車両ができて、「再生利用」専用車両を配置することも十分可能。	また、地域によって状況が異なることから、各自治体の実情を踏まえ、食品関連事業者等の排出事業者、収集運搬事業者、自治体等が効果的な連携を行うことが重要であると考えます。
--	---	--

(4) その他

	御意見の概要	御意見に対する考え方
19	法律は『食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物』を対象としているが、未収穫農産物も含める改定をおこなうべきと考える。 未収穫農産物を加工して、海外支援や災害備蓄等の社会貢献用途にリサイクルする仕組みの構築について政府内でご検討すべき。	ご指摘については今後の参考とさせていただきます。
20	リサイクルが必要なのは過剰に不要なものを輸入するからである。でなければ自給率がカロリーベースで 38%程度の日本で余剰が出る意味が解らない。リサイクルすれば済むという問題ではなく、倫理的に間違っている。必要なのは必要な食料を自前で賄うことでそちらに向かうよう尽力すべき。	ご意見として承ります。
21	・1 ページの 6 行「さらに」は「更に」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。 ・7 ページの 2 行「当たって」と、9 ページの 19 行「あたって」とは、どちらかに記載を揃えたほうがよい。 ・2 ページの脚注 1 の「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」は「食品リサイクル法」のほうがよい。 ・18 ページの 8 行「循環基本法」はどの法律を指すのか。	・ご意見を踏まえ、1 ページの 6 行目「さらに」は「更に」修正しました。 ・ご意見を踏まえ、9 ページ 19 行目、10 ページ 13 行目、10 ページ 27 行目、「あたって」を「当たって」に修正しました。 ・ご意見を踏まえ、2 ページ脚注 1 の「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」は「食品リサイクル法」に修正しました。 ・ご意見を踏まえ、1 ページの 18 行目「循環型社会形成推進基本法」の後に「以下「循環基本法」という」を記載しました。

	・13 ページの 3 行「肥料の品質の確保等に関する法律」、「飼料安全法」の法令番号を記載したほうがよい。 ・11 ページの 10 行「位置付け」と、13 ページの 14 行「位置づけ」とは、どちらかに記載を揃えたほうがよい。 ・4 ページの 5 行「市町村」と 8 行「市区町村」を統一すべき。	・ご意見を踏まえ 13 ページ 3 行目「肥料の品質の確保等に関する法律」、「飼料安全法」の法令番号を記載しました。 ・ご意見を踏まえ 11 ページ 10 行目「位置付け」を「位置づけ」に修正しました。 ・ご意見を踏まえ、4 ページの 5 行目「市町村」を「市区町村」に修正しました。
22	食品ロスの削減は、食料品由来の反応性窒素の水・大気環境中への排出を低減することにつながることも、「はじめに」や「（６）食品ロスの削減、食品循環資源の再生利用等を通じた他の政策目的への貢献」などに記載すべきである。 （参考）持続可能な窒素管理に関する行動計画での記載 【第 3 節 資源循環と水・大気環境管理との統合的取組】…26-27 ページ目 食料品の廃棄に伴う窒素の過剰な環境排出を低減するため、食品関連事業者は食品ロス削減推進法及び食品リサイクル法に基づき、食品ロスの削減に取り組むとともに、食品循環資源の再生利用等の実施について、食品循環資源の豊かな栄養価を最も有効活用できる飼料化や肥料化を優先し、推進する。	ご意見を踏まえ、2 ページ目 10 行目に、「また、令和 6 年 9 月 27 日に策定された「持続可能な窒素管理に関する行動計画」において、食料品の廃棄に伴う窒素の過剰な環境排出を低減するため、食品循環資源の再生利用等を推進することとされている。」を記載しました。

（備考）御意見の概要欄は、頂いた御意見を一部要約等したものです。明らかな誤字・脱字、特定の個人・法人等が識別され得る情報を修正するなど、体裁を整えております。